

## 府中市緑の基本計画2020（案）に対するパブリック・コメント手続の実施結果

### 1. 意見の提出期間

令和元年11月25日（月）から令和元年12月24日（火）まで

### 2. 意見の提出者数等

届出者数	件数	意見の提出方法				
		Eメール	ファクシミリ	郵送	意見箱投函	窓口
4人	45件	2	0	0	0	2

### 3. 意見の概要及び意見に対する考え方

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
1	3頁	第1章1「緑の基本計画」とは (3)計画期間	計画期間を10年間としていますが、府中市第6次総合計画では計画期間を8年として、前期後期の各4年間に分けて期間設定しています。計画期間を令和2年度から令和9年度までとすべき。	本市の様々な計画においても総合計画の計画期間と合わせてない状況が多数あるため、当該計画の計画期間は10年間とします。
2	6頁	第2章1緑を取り巻く社会情勢 (1)人口減少社会の到来、少子高齢化の進展	日本全体では、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展のいずれも長期的に見れば、避けがたい減少だとは考えますが、府中市としてそのまま受け入れて、施設のリストラなどを考えていくか、施設の整備や施策の運用などで、できるだけそうした現象に対処する方策をとるか、判断が必要です。 人ロビジョンの中で、人口動向についていくつか問題点を挙げていますが、本計画は府中市の状況を的確に反映し、他計画とも整合性あるものとしていただくよう要望します。「できるだけ人口増になるような(人口が減らないような)施策をとっていきたい」ならば、そのような表現があることが望ましいと考えます。	本計画では、第6次府中市総合計画が目指す将来像「みなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」の実現を、緑の分野から実現するために、様々な施策を位置づけております。 これらの施策に取り組んで行くことで、府中市の魅力がより高まり、公園や都市緑化で緑あふれるまちとしての市民満足度の向上を目指すものです。

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
3	8頁	第2章1緑を取り巻く社会情勢 (5)地球温暖化問題への対応	地球温暖化問題への対応について、具体的な分析や、対応策につながらない表現にとどまるなら、市の地域計画が既にあることを考えて削除することも考えた方がベターです。的確な表記を要望します。	地球温暖化問題への対応は、府中市だけでなく、国・地方自治体、企業、個人など、各主体がそれぞれ取り組まなければならない問題と認識しています。そのため、緑を取り巻く状況として整理しております。 本計画で取り組む施策の多くは、直接的・間接的に地球温暖化の抑制に寄与することを市民と共有するために記載しています。
4	9頁	第2章1緑を取り巻く社会情勢 (6)市民・民間事業者などとの協働の推進	「一方、将来的にも厳しさを増すことが予想される財政状況から～」とあるが、「市民協働」の言葉を、税金や競争収入の補完として位置づけるべきではない。計画と市民協働、計画の中での費用の話は別頁で述べることを要望します。	税金や競争収入の補完として「市民協働」を位置付けていることはありませんが、誤解を招くことがないように文章を見直します。
5	10頁	第2章2府中市の緑を取り巻く状況 (1)人口・世帯動向	10頁の表記は国勢調査で調査した人口を基準にした数値になっていますが、スピーディに収集できる住民基本台帳の情報に変更すべき。	国勢調査と住民基本台帳では、人数の把握方法が異なるため、同一表に整理することができません。そのため、本計画では、国勢調査による数値を統一して使用しています。
6	11頁	第2章2府中市の緑を取り巻く状況 (2)「緑地」の状況	「～内訳を確認すると、公園・緑地等の都市施設とする緑地については整備が進んだことから増加しています。一方で、主に民有の緑地である、生産緑地地区等の制度上安定した緑地や社会通念上安定した緑地の宅地化が進んだことなどが原因となり、減少しています。」 生産緑地制度の減少理由の多くは相続で、現在、ほとんどの事例で、生産緑地が相続対象になっても、自治体は買取をせず民間事業者などへの売却を容認せざるをえない状況になっています。 また、生産緑地に相応しくない利用も見られることから、市として生産緑地をどのように扱っていくべきかを今後検討いただくことが望ましいと考えます。	本計画では、農地について、都市にあるべき緑として、守っていく方向で考えております。そのため、58頁「施策6農地の保全・活用」としての施策を位置づけております。 ご意見のとおり、農地は民有地であるため、難しい部分もありますが、都市においても農地を維持しやすくするための制度なども創設されていますので、それらを活用しながら、保全・活用していければと考えております。

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方																																													
7	27頁	第3章1緑のまちづくりの課題 ○豊かな経験と技術を有する人財の活用	東京農工大学や都立農業高校の関係者を人財とするかのような表現は、その他の市民や関係者を人財ではないとして扱うかのような表現です。人財を人材に改めるべき。	改定に向けた検討協議会での協議の中でこのような表現でまとめました。 人は市の中の財産だと考えており、緑のまちづくりに一緒に取り組んでいきたいという思いから「人財」という言葉にしております。そのため、決して東京農工大や都立農業高校などの専門家や専門機関に限ったことではなく、緑育のまちづくりに関わって下さる方全てを人財と考えております。																																													
8	33頁	第4章1緑の将来像 (3) 将来目標	誤 緑地率実績値平成28年3月 24.89% 正 24.90%	四捨五入の処理の間違えのため、修正します。																																													
9	33頁	第4章1緑の将来像 (3) 将来目標	目標として出された数字の妥当性が、他市との比較で判断できるようにするため、隣接市(三鷹市、調布市、稲城市、多摩市、日野市、国立市、国分寺市、小金井市)の緑地率や都市公園の情報を要望します。	公開されている情報によると、以下のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標</th> <th>緑被率</th> <th>緑地率</th> <th>一人当たり公園面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市</td> <td>H34</td> <td>32%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>調布市</td> <td>H32</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5.50㎡</td> </tr> <tr> <td>稲城市</td> <td>H32</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12.2㎡</td> </tr> <tr> <td>多摩市</td> <td>H33</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>日野市</td> <td>H22</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7㎡</td> </tr> <tr> <td>国立市</td> <td>H34</td> <td>35%</td> <td>24%</td> <td>10㎡</td> </tr> <tr> <td>国分寺市</td> <td>H42</td> <td>26%</td> <td>25%</td> <td>5㎡</td> </tr> <tr> <td>小金井市</td> <td>H32</td> <td>33.7%</td> <td>—</td> <td>6.6㎡</td> </tr> </tbody> </table> (各市HPより)		目標	緑被率	緑地率	一人当たり公園面積	三鷹市	H34	32%	—	—	調布市	H32	—	—	5.50㎡	稲城市	H32	—	—	12.2㎡	多摩市	H33	—	—	—	日野市	H22	—	—	7㎡	国立市	H34	35%	24%	10㎡	国分寺市	H42	26%	25%	5㎡	小金井市	H32	33.7%	—	6.6㎡
	目標	緑被率	緑地率	一人当たり公園面積																																													
三鷹市	H34	32%	—	—																																													
調布市	H32	—	—	5.50㎡																																													
稲城市	H32	—	—	12.2㎡																																													
多摩市	H33	—	—	—																																													
日野市	H22	—	—	7㎡																																													
国立市	H34	35%	24%	10㎡																																													
国分寺市	H42	26%	25%	5㎡																																													
小金井市	H32	33.7%	—	6.6㎡																																													
10	33頁	第4章1緑の将来像 (3) 将来目標	緑の基本計画2009で設定した目標数値と、その達成情報を明示するよう要望します。また、達成できなかった理由も表記すべきです。	緑被や緑地、みどり率に関わる調査は、平成28年3月に実施しており、平成30年の数値はありません。 なお、一人当たりの都市公園面積につきましては、庁内資料より、6.90㎡/人(平成30年度末時点)で未達成となっております。 平成28年3月時点で未達成の理由としては、都市公園の整備を進めたことにより公園の面積は増加しましたが、それを上回る量の生産緑地を含む農地が減少したことが主な原因となり、いずれの指標についても目標値に届きませんでした。																																													

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
				また、一人当たりの都市公園面積が未達成の要因としては、公園の整備面積は増えたものの、想定以上に人口が増加したことがあげられます。
11	33頁	第4章1緑の将来像 (3) 将来目標	「市域の約3割を覆うまでに至りました」の表記は、増加傾向にあるときに使う表現です。↓実態が増加傾向にあるとは言えないため、表現を見直すべき。	変動することを表現したものであり問題ないと判断しています。
12	33頁	第4章1緑の将来像 (3) 将来目標	私たちが人口減少を前提で全ての施策を考えるなら、ともかく、そうでないなら、正式な目標は「都市公園の面積」とし、1人当たりの面積は参考値であるべきです。人口1人当たりの目標としたとき、もし人口がそれなりに減少すれば、都市公園の面積が増加しなくても目標が達成できてしまうかもしれない目標は好ましくないと考えます。	都市公園法施行令第1条の2では、公園面積の基準とおして、市町村の全区域及び市街地における住民一人当たりの都市公園面積の標準を定めております。このことを踏まえ、確保目標値を一人当たりの面積で示しております。 ご意見のとおり、この目標値は、人口が減少すると、整備をしなくても目標値に近くなることから、人口における、適正な量の確保目標値としての目安となります。 本計画では、既存公園の質の向上や、公園が不足する地域での整備など、量の充足よりも質の更なる向上を目指してまいりたいと考えます。
13	33頁	第4章1緑の将来像 (3) 将来目標	緑地率の目標について、26%から 25%に目標引き下げの理由または根拠の説明を要望します。	緑地率については、平成20年3月から平成28年3月にかけて11.59ha減少しており、内訳としては、公園緑地等の都市施設とする緑地は整備が進み増加していますが、民有の緑地である生産緑地が宅地化により大きく減少しました。 今後、公園緑地等の増加は見込めないことや、生産緑地等の民有緑地の減少傾向は、今後も続くと考えられることから、協議会での検討を経て、今回の目標値の設定となっております。
14	40頁	第4章2緑の将来構造 (4) 水と緑の軸	多摩川は、本市の南端、四谷から押立町までの約9kmとあるが、四谷から押立までの9.4kmを指すなら南側とすべき。	より適切な表現として、「南側」に修正いたします。

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
15	40頁	第4章2緑の将来構造 (4)水と緑の軸	市では河川は多摩川だが、農業用水として西府用水・府中用水・多磨用水の3つがあり、春から夏にはハケ下の田の灌漑に使われており、農業について言及するには農業用水を位置づけるべき。	緑の将来構造に位置づける軸は、水と緑の骨格となる崖線及び河川としており、農業用水路は位置づけておりません。 なお、農業用水路は、「施策8まちなかの用水路の活用」などに、重要な水辺として活用を位置付けております。
16	42頁	第4章2緑の将来構造 ○緑の将来構造図	鎌倉街道が新府中街道と名称変更されている。	正式な名称に修正いたします。
17	42頁	第4章2緑の将来構造 ○緑の将来構造図	東京農工大周辺を「地域における緑の拠点」と位置づけられていますが、管理は大学関係者以外ができるとは考えられず、また、東京農工大構内は関係者以外立ち入り禁止の看板が出ており、校門にも守衛さんがいて市民が自由に出入りできる場所ではありません。 東京農工大周辺は「緑の地域拠点」から除外するよう要望します。	改定に向けた検討を進める中で、今後の本市の緑のまちづくりのあり方として、本市が有する府中を感じさせる農の風景などの「緑の資源」だけでなく、緑の保全・創出・維持管理に関わる多くの市民の方々や各種団体、民間事業者のノウハウ・マンパワー・資金力、緑に関わる教育機関などの「人的・経済的資源」と協働していくことが大切ではないかと、議論が展開されました。 また、東京農工大学に現存するキャンパスを覆う多数の樹木や、周辺に広がる一団の農地等による一体となった緑豊かな自然環境を、今後も守っていただきたいという思いがあります。 このようなことから、自然環境と調和した科学技術の進展への貢献を理念とした学術研究に取り組まれていることから、東京農工大学との協議の上、「地域における緑の拠点」として位置付けることとしました。
18	47頁	第5章1施策の基本方針 (3)都市の魅力を高める緑に関わる施策の基本方針	府中市の計画なので、「都市」ではなく「府中」とすべき。	都市においては、一般的に民有地が多く、府中市においても過半を占めていることから、「都市」という表現を使用しています。

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
19	65頁	第5章2 施策11 緑のパートナーの発掘・育成	府中まちなかきららの対象は、公園だけではなく緑地も含んでいます。	府中まちなかきらら(インフラ管理ボランティア制度)の概要説明とあわせた表現とさせていただきます。
20	66頁	第5章2 施策12 緑育のまちづくり活動をサポートする仕組みづくり	公園の花植えは、現在市民花壇制度があります。市民花壇制度を府中まちなかきららに取り込む話でしょうか。新たに追加するなら、既存の仕組みとの調整が必要です。 より多くの市民が参加できるように制度を今後検討することを要望します。	本市のボランティア制度である「府中まちなかきらら」については、清掃、除草、低木の剪定、点検などとなっていますが、より多くの市民がボランティア活動に参加でき、また公園などの維持管理により関わられるように制度拡充することを位置づけております。
21	66頁 91頁	第5章2 施策12 緑育のまちづくり活動をサポートする仕組みづくり	中間支援組織とは何をする組織か、いつからスタートしようとしているのか、具体的な計画を出すよう要望します。	協働がより進むよう、行政と緑に関わる方々との間を繋ぎ・コーディネートしていく組織として、中間支援組織の導入を位置づけております。
22	66頁	第5章2 施策12 緑育のまちづくり活動をサポートする仕組みづくり	府中市では、公園ごと・必要機能ごとに、清掃維持管理のいくつかの制度を使っています。現在の制度のままであれば、府中まちなかきららでの市民ボランティアによる公園清掃の広がりはなかなか期待できませんし、市民の高齢化が進めば、受託団体や市民は減少していくことも懸念されます。 市は、公園などを使った活動を行なう市民団体などに積極的に活動助成するとともに、比較的簡単なごみ拾いなどの清掃活動をお願いする新たな仕組みを早急に作っていくべきです。また、有償での管理の仕組みを同時に作っていくべきです。	本計画では、緑のまちづくりに興味関心がある人が、活動に関わるための支援や、活動をコーディネートする組織などを位置づけ、市民活動団体や研究・教育機関、民間事業者や個人といった「緑のパートナー」が連携して緑育のまちづくりに取り組んでいくことを位置づけています。 このことにより、公園の維持管理について、様々な主体とより連携していきたいと考えます。
23	68頁	第5章2 施策14 道路の緑化	生活道路の街路樹は機会を見ては切られてしまっており、植え替えるケースは極めて少ない状況です。計画的な緑化を考えようとするなら、まずこの問題を明確にクリアできるようにすべきです。	貴重なご意見、ありがとうございます。 参考にさせていただきます。

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
24	72頁	第5章2 施策17 まちかど空間の緑化	近年、地域住民主体の自主的な緑の維持管理や地域の憩い・交流の場、自然環境に触れ合う場として「コミュニティガーデン」という考えがある。P72の「地域の庭」がまさにこれを指しているため、コミュニティガーデンという言葉をつけることはできないか。	緑を育て・緑に育てられる場を設けることは、計画テーマの「緑育」と合致します。そのような場を今後も継続させていきたいと考えておりますので、ご意見を踏まえ追記します。
25	76頁	第5章2 施策20 生物の生息空間の保全	アレチウリやナガミヒナゲシ、シュロなど府中市で問題となっている特定外来植物について言及するよう要望します。	協議会においても、特定外来生物について協議してまいりました。「施策20 生き物の生息空間の保全」において、在来種・外来種の調査や意識啓発などに取り組むことを位置づけております。
26	80頁	第5章2 施策22 公園・緑地等の適切な維持管理・運営・活用	P80の施策タイトルでは「公園緑地等の適切な維持管理・運営・活用」となっているが、施策内容では「維持管理」となっている。これからはただ維持管理するだけではなく、より魅力的な場所になり、より人々が集まる場所となるよう、その場を「運営・活用」していくことが大切だと考える。施策の方にも「運営・活用」を追記した方が良いのではないか。	本計画においても、公園・緑地等をより人々が集まるような、より魅力的な場所にしていこうことを目指しており、ご意見を踏まえ、追記します。
27	83頁	第5章2 施策23 公園の充実	「1人当たりの都市公園面積は、周辺都市と比較すると高く、量的な充足は一定程度進んでいるといえます。」と書いてあるが、都市公園で比較すると、東京都の平成28年4月の情報では、府中市は隣接市平均(府中市含む)より4%程度広がっていますが、公園面積で比較すると0.7%広い程度で、はっきりとした違いがあるとは言いがたい状況です。 また、大規模な公園はいずれも市東部に配置されており、都立府中の森公園もやや東部に立地しています。郷土の森公園は、多摩川に隣接しており、府中公園やすすかけ公園といった中央部の比較的大規模な公園はあるものの、市中央部や西部の都市公園1人当	近隣都市と比較すると、都市による面積の違いはあるものの、平均すると、若干ですが高い状況にありますので、この様な表現を使用しております。また、都市公園法施行令第1条の2では、市町村の全区域及び市街地における住民一人当たりの都市公園面積の標準について、それぞれ「10㎡以上」、「5㎡以上」を参酌すべき基準として定めています。本市の一人当たりの公園面積は、庁内資料より6.87㎡/人(平成28年3月時点)となっておりますので、多摩川を除き市街化区域に指定され、市街地が広がっている本市は、公園面積的に充足している都市と考えられます。 なお、14頁の都市公園等の誘致圏図をみると、身近

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
			たりの面積はそれなりのバラつきがあり、四谷に増設する四谷さくら公園はあるものの、地域別に見て量的充足が進んでいるとはまだ言えない状況です。	に公園がない地区が残っていますので、充足しているから今後不要ということではなく、不足する地域においては、必要に応じて整備していくこととしています。
28	84頁	第5章2 施策24 公園・緑地等を結ぶ 水と緑のネットワーク 化	ニヶ村緑道は、固有名詞でケは小文字です。ニヶ村緑道が正しい。	府中市立公園条例施行規則での名称にあわせています。
29	88頁	第5章2 施策27 安全で安心な公園・ 緑地等の整備	遊具などの設置について、具体的な表記がありません。より安全な遊具に変更していくことを要望します。	公園施設や設備については、だれもが安全に安心して利用できるよう、適切に維持管理していくことを位置づけております。また、本計画では具体的に表記せず、設計段階で検討していくこととなります。
30	89頁	第5章2 施策28 緑が有する防災機能 の活用	避難所への車での避難は本来NGとするなら、避難場所はどうしても限られてしまいます。もし、ある程度の広さの公園に車ごと市民が避難できれば、それはそれで解決策の一つではないでしょうか。災害時に公園を使えらるとなれば、比較的大きな公園にはトイレもあり、それなりに評価されるのではないかと考えます。	具体的な避難活動に関することについては、地域防災計画での対応となります。 安心・安全を高めるご意見として、参考にさせていただきます。
31	97頁	第6章1 計画の推進に向け て	PDCAサイクルについて、この計画には中間チェックについて言及がありません。定期的な中間チェック・具体的な目標達成のための行動(アクション)がとれるような記載を入れるよう要望します	本計画では、施策を具体化させるため、実施計画を策定することとしています。今後は、この実施計画に基づき、具体的な施策を進めてまいります。
32	97頁	第6章1 計画の推進に向け て	計画の推進に事務事業報告としては、それなりに報告は上がってはきますが、その先が見えてきません。毎年チェック報告できる程度の事務局の体制は整えるべきです。また、チェックも含めた運用体制の整備がのぞまれます。	貴重なご意見、ありがとうございます。 今後の参考とさせていただきます。
33	97頁	第6章1 計画の推進に向け て	緑の基本計画2009では、「PDCA」の流れを持つマネジメントサイクルの仕組みを確立するとしています。今回の緑の基本計画の改定はその流れを組むべきものであるはずなので、上記のPDCAの結果、どの施策が、	緑の基本計画2020」の検討作業においては、「緑の基本計画2009」に位置づけた施策について取組状況を関係各課に確認し、その結果を踏まえ協議会において「緑の基本計画2020」の施策を検討してきまし

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
			<p>どのように実施され、効果を上げ、また現時点において課題があるのか、点検・評価が市民にわかりやすく表示されるべきだと思います。また、緑の基本計画2009では、「施策の進捗状況などの公表」も位置づけていますが、どのように公表してきたかについても、明らかにすべきかと思います。</p> <p>緑施策については、一朝一夕に成し遂げられるものではなく、長い積み重ねが必要なものであると考えます。2009の中で位置付けられた施策を市の置かれた状況を踏まえ、2020の中でどのように評価するのかを明らかにしてください。</p>	<p>た。なお、協議会に配布した資料につきましては、ホームページで公開しております。</p> <p>「緑の基本計画2020」では、PDCAサイクルがしっかりと機能するよう、実施計画の策定を位置づけており、早期に実施計画を策定し、本計画を実現していきたいと考えます。</p>
34	—	全体	<p>「市民・民間事業者などとの協働の推進」とあるが、「民間事業者など」の表現は、市民協働について述べようとするなら不適切です。「市民・企業・行政による市民協働の推進」としてはどうか。</p>	<p>「協働」は、本計画において重要な視点と考えています。そのため、基本目標2に関わる施策として、協働が進むような施策を位置づけしております。</p> <p>また、企業だけでなく、NPOなどの団体も含むことから、本計画では「民間事業者など」という表現で統一しております。</p>
35	—	全体	<p>「緑育」という造語について、26万人の市民に受け入れられるかどうか。言葉の説明で時間がかかってしまうだけになり、浸透していかない可能性が高い言葉と言わざるをえません。</p> <p>別の言葉で、表記することを要望します。全て統一して変更しなくても、意味が通じればよいと考えます。</p>	<p>私たちや生物の様々な働きかけが緑を育て、同時に緑の存在やその効用が私たちや生物の生存を可能とするなど、私たちと緑の間には、「生かし」「生かされる」、「育て」「育てられる」という密接な関係があり、これをより推進していく取り組みが今後は重要ではないかと、検討協議会での話し合いを通じ結論に至ったことから、こうした緑と私たちとの関係を「緑育」と呼び、計画テーマとして掲げることとしています。</p> <p>今後、「緑育」という言葉と、その趣旨が市民のみなさんにしっかりと浸透していくよう働きかけを行ってきたいと考えます。</p>

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
36	－	全体	施策について文章が多くイメージが付きにくいところがある。もう少し写真やイメージイラスト等を差し込み、分かりやすくすることはできないか。	ご意見を踏まえ、可能な範囲で写真やイメージを掲載します。
37	－	その他	かつて、「ほっとするね緑の府中」との標語があちこちで見られました。本計画ではどこにも表記がありません。府中市としてはやめてしまう予定でしょうか？	「ほっとするね緑の府中」は、本市の標語となりますが、本計画書では、計画テーマを「緑育」としていることから、記載いたしません。
38	－	その他	緑の基本計画を今後達成するために、概算で必要な費用は計算できないでしょうか。金額を表示することを要望します。	緑の基本計画に位置づけている施策は多岐に渡り、また、具体的な手法が決まっていない施策もあることから、金額を算出することはできません。
39	－	その他	<p>府中市の多くの公園は残念ながら、沢山の市民が利用しているところを見ることは少ないのが現状です。多くの市民に継続的に利用していただき、その必要性または有効性が市民及び市職員に広く認識されるようにすべきです。</p> <p>○改善の方向性</p> <p>方向性1 市民生活に必要なか。</p> <p>緑は、市民の多くから必要だと支持され、肯定され、利用される機能でなければ、市財政が圧迫されてくれば、真っ先に削減対象になることは避けられないところです。</p> <p>方向性2 好きか。楽しくておもしろいか。</p> <p>公共の公園緑地などが、多くの市民に継続的に利用され、楽しいこいの場所として評価いただければ、市としての維持費用のかけ方もおのずと違ってくるはずです。</p> <p>方向性3 儲かるか。(コストがそれほどかからないか)</p> <p>費用ばかりかかって、市民の利用があまりない施設は改善策の立案実施が求められるところです。</p> <p>そのためには以下のような対応策が普通は考えられます。</p>	貴重なご意見、ありがとうございます。今後の公園整備に際して、参考とさせていただきます。

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
			(1)特定のイベントの開催 (2)定期的な近隣住民による利用体制の整備 (3)遊具・スポーツ施設などの設備の整備	
40	—	その他	<p>●本計画案は都市緑地法に定める基本計画の体をなしていないこと</p> <p>本計画案の冒頭に都市緑地法4条に規定される計画であることを明記していますが、肝心要の「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」に関しては、「第5章 緑の将来像の実現に向けた施策」の部分に述べられていることに尽きると認められるところ、そこに述べられているのは、施策1ないし施策28という多数の項目の単なる羅列であって、その個々の施策の内容は様々な行政課題との関連を無視し、単に、緑化に有益な事項をバラバラに指摘しているに過ぎないように見受けられます。</p> <p>28の施策として列挙されている事項のそれぞれは、いずれも至極もったもなことばかりで、それ自体が明確に誤りと言えるものはないのですが、どれを見ても、一方的に緑地を保全し、緑化を推進する方向での単なる「主張」に過ぎないようです。しかし、行政において尊重すべきものは、緑地の保全及び緑化の推進に尽きるものではなく、「第6次府中市総合計画後期基本計画」にうたわれている健康・福祉、生活・環境、文化・学習、都市基盤・産業といった様々な課題に万遍なく対応する必要があります。</p> <p>現下の喫緊の行政課題に対応した施策を遂行するためには、開発、建設、整備という形で、場合により、緑地を含む環境に影響を及ぼしたり、緑化の推進を後退させざるを得ない場面が予想されます。さらに、「緑」の施策自体が、生物多様性を軸とする環境という意味の</p>	<p>環境にマイナスとも言える要因を内包する施策との矛盾・対立もありますが、本計画は、これらの様々な行政課題をしっかりと認識した上で、市民の皆さんが健康で文化的な生活ができるよう課題と向き合いながら、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策に取り組んでいきます。</p>

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
			<p>自然保護政策と住民の健康・福祉に寄与する緑化の政策との対立・矛盾を抱えてもいるのです。こうした市政全般の、環境にマイナスとも言える要因を内包する施策との矛盾・対立や、「緑」の施策内部の矛盾・対立を解決しなければ、適切な緑地の保全・緑化の推進は、実現できません。そのことに触れず、緑地の保全・緑化の推進を一方向的に求めるのは、独りよがりの「主張」に過ぎず、真に「施策」の名に値するものとは言えないのではないのでしょうか。</p> <p>本計画案は、環境にマイナス要因を捨象し、「少子高齢化」ゆえ、公園のブランコや滑り台を減らして高齢者が休憩できるベンチや植栽を増やせとでも言いたいのか、「人口構造の変化に対応した魅力的な公園・緑地として整備、更新」を求め(26頁)、「インフラマネジメント」ゆえ、グリーンインフラの整備を求め(27頁)、「地球環境問題」ゆえ、緑や水辺の多様な機能の保全、地域固有の種の保護、生物多様性の保全を求める(27頁)などしていますが、52頁以下の28にも及ぶ施策の記述を見ても、そうした施策と矛盾・対立する他の施策との調和に言及することがありません。これでは、市政の様々な課題や行政需要を無視し、単に緑地保全・緑化推進という一面のみを主張する、単なる「プログラム」のようなものに過ぎないと見受けられ、行政の施策の指針を示す「計画」の体をなしているとは言えないのでしょうか。</p>	
41	—	その他	<p>本計画案には、法的思考(リーガルマインド)が欠けているのではないのでしょうか。</p> <p>緑の基本計画は、都市緑地法という法律に基づくものですから、法的な観点からの考察は不可欠です。法的な観点からの考察というのは、対立する関係にある権</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。今後の計画の推進に際して、参考とさせていただきます。</p>

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
			<p>利利益を支える原理原則から考察し、それらの調和をどこに見い出すかを検討する思考方法に特徴があり、これを、「リーガルマインド」(法的思考)と言います。本計画案は、こうした実務法曹らしい思考方法が感じ取れず、「緑」の観点からの一方的な主張のみで全体が貫かれているように見えます。</p> <p>例えば、本計画案の52頁では、ケヤキ並木の真の保護のためには、根を踏圧から守り、枝先の空間を確保すること自体は正当ですし、その目的を達成するため、沿道建築物の壁面後退の必要が生ずることは確かに考えられますが、その場合には、壁面後退を求められる住民の所有権その他の私権とこれを制約する公共的な利益との対立が生じ、行政としては、法律上むずかしい対応を求められます。壁面後退の誘導などと軽く言いますが、並木の沿道に現に建築物を有する者の既得権の価値は絶大です。その権利者が既得権の一部を放棄することを意味する「壁面後退」を容易に容認するはずがありません。したがって、沿道の建築物の所有権その他の私権とこれを制約する法的原理との厳しい対立を解決する必要があります。その対立点を示す一方で、両者の調和をどこに求めるかという法的判断基準を提示しなければ、行政の指針とはなり得ません。例えば、ケヤキ並木の歴史的・観光的な価値を十分に説明することを前提とした上で、これを構成する樹木の現状を正確に判定し、放置した場合にどのような結果が予測され、それを防ぐためにどのような措置が必要となるかを具体的に明らかにする必要があります。本計画案で、その「判定」そのものまで行う必要はもちろんありませんが、そういう観点を示すことが必要ではないでしょうか。</p>	

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
			<p>その他、ケヤキ並木の保存一つをとっても、ケヤキ自体の保護との関連で、鎌倉における「段葛」のようなにぎやかな商店街となり得るのかどうか、ケヤキ自体の保護とまちのにぎわいが両立するのか、検討が必要です。ところが、本計画案では、ケヤキの保護の必要性を述べ、壁面後退をも「検討する」とまでしながら、ケヤキ並木が中心市街地の重要な要素とされている現状のまま維持存続できるのかどうかという肝心の点に言及していません。崖線の保全・活用(54頁)、浅間山の自然の保全・活用(55頁)、重要な景観資源の保全(57頁)等については、高齢者施設その他の福祉施設や文化・スポーツ施設、住宅等の適地とも考えられるのに、様々な開発要望とどのように折り合いを付けて行くべきかという課題に応えることなく、一方的に、保全すべきだと主張するのみです。農地の保全・活用(58頁)については、それが市街化区域内にある上、「相続法」という合法的かつ重大な脅威にさらされている農業を、そもそも守って行けるのかという困難な課題に触れていません。公共施設の緑化(68頁)、民有地の緑の保全(70頁)、まちかど空間の緑化(72頁)、開発事業における緑化(74頁)などにしても、私権との調整・調和の観点が必要ですが、それが抜けています。</p> <p>ところで、本計画案は、単に緑地保全・緑化推進という一面のみを主張する「プログラム」のようなものに過ぎないと見受けられるのですが、なぜか「多摩川河川敷においては、市民の多様なスポーツ需要に応えることができるよう、公園・運動施設などの適切な維持管理を進めます。」(60頁)などと、そこだけ具体的な提言をしています。運動施設が公園とセットになっている点で「緑化」と関連するために提言に踏み切ったと思われます</p>	

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
			<p>が、運動施設それ自体は、必ずしも「緑化」と結び付くとは限らないのですから、計画の目的からやや逸脱するかの印象を受けます。そのような逸脱した事項だけ嫌に具体的に記載している点が不可解です。また、本計画案のもとになった本答申が令和元年9月30日になされた直後の10月12日の台風19号により、河川敷の体育館が軒並み大破し、河川敷に立地することの危険性があらためて認識されるに至ったことは周知のとおりであり、早速見直しが迫られる結果となってしまいました。</p> <p>本計画案が施策の具体性を欠いているのは、いろいろな法的利益の調和というものの考え方をする「リーガルマインド」を欠いているためです。緑化なら緑化という価値を追求する立場からのみ考察するのではなく、それと対立・矛盾する立場からも考察することで、議論に緊張感を生み、成案をまとめるため、自ずと、両者の調和点を探ることになり、反対の立場をも飲み込んだ、より高度な成果物が出来上がるのです。諮問機関というものは、本来そうあるべきものです。本計画案のもとになった本答申案を作成した本協議会の委員10名の構成を見ますと、農業関係団体の構成員1、緑化推進団体の構成員2、公園整備に係る事業を行う者2と、ここまでは、すべて、言わば、緑化推進を強力に推進することに利益ないし関心のある方ですから、次の「学識経験者」3という枠の中で、緑化推進に積極方向の方と、逆に消極方向の方がバランス良く選定されていれば、緑化推進に対するアンチテーゼがそれなりに提起される可能性があります。ところが、現在の「学識経験者」委員は、その肩書等から察するに、3名とも、緑化推進に積極的な立場に立つ方々とお見受けします。「学識経験者」の一人</p>	

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
			<p>に、せめて、弁護士のような実務法曹が選出されていれば、たちまち、アンチテーゼを提起することが可能であったとも思われます。成文に書いてなくても、複数の法的利益が対立する場面で、どのような観点からどのように調和点を見い出すかということ判断できるのが弁護士です。さらに、弁護士の活動の分野として、法的な観点から行政の政策判断を提言する「政策法務」という分野に興味のある人もいますので、府中市でも、そうした弁護士の活用を検討願いたいのです。話を、本協議会の委員の構成の点に戻しますが、これまで述べてきた8名以外の公募による市民委員2名は、本来、アンチテーゼを提起することを最も期待できる方々ですが、委員の中で特に発言に重みの置かれる存在である「学識経験者」3名全員を含む他の8名の委員がことごとく、緑化推進積極派という構成の中で、公募委員の現実の発言力には、自ずと限界があると考えざるを得ません。公募委員が勝手なことを言いたさないように、他の委員全員で議論を誘導させ、押し込めようという意図をもって選任したのかなとさえ、疑われるほど、偏った人選ではないでしょうか。</p>	
42	—	その他	<p>本計画案が提唱する「施策」に具体性がないとしても、個々の主張が市民の心に響き、市政に対する訴えとしての効果を期待できるなら、緑化へ向けた行政の決意をアピールするという一定の役割を果たすことは、一応可能です。</p> <p>しかし、本計画案は、本文のみで100頁近い大部のもので、読み込むこと自体容易でない上、とにかく緑化を賛美する美辞麗句をちりばめた美しいものとはお見受けするのですが、難解な言葉、特に学術用語、専門用語、とりわけ、日本語でない、いわゆるカタカナ文字</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p>

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
			<p>が余りに多く用いられ、内容を把握し、理解するのも容易ではありません。</p> <p>本計画案は、資料編として、本答申になかった難解用語の解説集(索引)を、これまた数十頁にわたって添付しています。このこと自体、本答申を受けた行政側において、本答申がいかに読みづらいものであるかを認識したために、善意から、せめてものフォローをしてくれたものと思いますが、その難解用語の解説集が、それ自体、膨大な量に及んでいて、あたかも辞書のような体をなしています。その結果、本答申に基づく本計画案を読む人は、いちいち難解用語の解説集を参照しながら本文を「読解」することを余儀なくされます。まるで外国語の文献を読解するようなものです。これでは、行政の指針としての効果が薄いだけでなく、一般市民に対するPR効果もさして期待できないのではないのでしょうか。</p>	
43	—	その他	<p>本協議会に対する本答申は、平成29年11月6日付けで、答申期限は平成31年3月31日と指定されていましたが、答申案のとりまとめに難航し、その後も3回の協議会が開催され、指定期限から半年遅れの令和元年9月30日、ようやく答申に至っています。それだけ熱心に協議検討が行われたとも取れますが、元々予定されていた協議会が、実に1年5か月という長期間にわたり7回の会議の開催を予定しており、それ自体、十分余裕をもった、ゆったり日程と認められるのに、さらに半年間も延長し、会議の回数も3回を加え、合計10回に及んだのは、やや異常です。</p> <p>事務局は、会議開催に経費や時間を取られますし、行政の遂行との兼ね合いもあって、時期と開催回数を明示して諮問しているのですから、諮問機関としては、</p>	<p>当初の予定では、答申期限を平成31年3月31日までとしておりましたが、事務局(行政側)の不手際により、当初の計画通りに進めることが出来ず、協議会の各委員さんに相談し、やむを得ず答申期限を延伸させていただきました。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の協議会等の運営の参考とさせていただきます。</p>

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
			<p>示された枠内でできるだけ努力をし、原則として期限内に答申するのがマナーです。その点で、本協議会は、行政側ないし事務局の意向をほぼ無視していると言えますので、相当でないと考えます。</p> <p>翻って、諮問機関と事務局との関係は、確かに難しいものです。諮問機関には手足がありませんから、補助する機関や職員が必要不可欠です。ただ、事務局は、本来、諮問した側ですから、諮問した側が必要以上に口出しをして、諮問機関を操るようなことでは、諮問の意味が失われます。事務局に必要な資料収集や資料提供を依頼しても、それらに基づく答申の内容については、諮問機関自身が検討し、決まったことの整理を事務局に依頼するというのが筋です。</p> <p>事務局は、諮問機関の要望を正しく理解した上で、必要な情報を的確に収集して提供すべきです。したがって、諮問機関は、事務局に言いなりに動くのみではいけません。かと言って、諮問の趣旨を超えてまで資料や情報の提供を求めて、事務局に無用の負担を強いるのは、あるまじきことです。本協議会の常軌を逸した答申時期の延長と会議開催回数の増加は、それ自体から、行政側及び事務局に多大な負担を余儀なくさせたことが推測されます。その原因につき、外部の者が詳細に論評するのはむずかしいですが、諮問機関側が事務局に対し、必要以上の調査や資料提供を求めた可能性は、否定し切れません。</p> <p>もしそうなら、本協議会が諮問した側の言いなりにならなかったという点では、評価すべきものとも言えますが、反面、これまで述べてきた、本答申の、具体性のない、それといて、長大かつ難解な内容と、委員の偏った構成とを併せ考慮すると、緑化に冷ややかな、あるいは、</p>	

No	頁	項目	市民意見・提案の概要	市の考え方
			<p>対立する立場の人がおらず、緑化一辺倒の一方的な議論に終始した結果、議論が過熱し、それに対してブレーキをかける人がいないまま、出口が見えないところまで突き進んでしまい、その結果、客観的には必ずしも必要必須とは言えない資料まで求めるという、理不尽な結果を生じ、そのために会議が長期化し、本答申の内容が過度に詳細になってしまったのではないかと推察されなくもありません。</p> <p>このように、本計画案は、諮問機関と事務局との関係についても、種々、考えさせるものがあるように思われます。</p>	
44	－	その他	<p>2009との関連が記載されていない計画なので、今回位置づけた施策が2009からの継続なのか、新規なのかがわからなくなっている。特に新規については、新たに動き出すことで予算も必要となることから、いつまでに着手や実現するかなどについて、明確に記載すべきと思います。</p>	<p>「緑の基本計画2020」の検討作業においては、施策毎に「継続」「新規」等の区分を示して検討してきました。</p> <p>各施策の実施時期などにつきましては、今後策定予定の「実施計画」にて明確に示すようにします。</p>
45	－	その他	<p>今夏の台風被害を踏まえ、河川敷にあるスポーツ施設などのレクリエーションの場を崖上に移転するなどの方策を明記すべき。</p>	<p>答申書を受理した以降に台風19号の影響により多摩川河川敷に甚大な被害が生じたため、河川を管理する京浜河川事務所では、流域全体で、今後の防災・減災対策に向けての対応を議論する場を設けるなど、防災・減災対策に向けた検討を進めております。</p> <p>このことから、河川敷のあり方を今後検討していくなどの、新たな文書を追記いたします。</p>